

# 消防用設備等早見表

(平成28年4月)

名古屋市消防局予防部指導課推薦

公益社団法人 愛知県建築士事務所協会名古屋支部

# 目 次

## 1 共通基準

(1) 用語の説明	1
(2) 無窓階	3
(3) 設置単位	4
(4) 項の判定	13
(5) 令別表第1 (6)項イの細分用途の判定	16
(6) 令別表第1 (6)項ロ及びハ早見表	17
(7) 収容人員の算定方法	18
(8) 消防の用に供する機械器具等の品質管理制度	19
(9) 危険物の規制に関する政令 別表第3関係	20
(10) 危険物の規制に関する政令 別表第4関係	20

## 2 用途別基準表

(1)項イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場	21
(1)項ロ 公会堂又は集会場	23
(2)項イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	25
(2)項ロ 遊技場又はダンスホール	27
(2)項ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗（(1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イを除く。）	29
(2)項ニ カラオケボックス、個室形態の漫画喫茶又はインターネットカフェ若しくは テレフォンクラブ、個室ビデオ	31
(3)項イ 待合、料理店その他これらに類するもの	33
(3)項ロ 飲食店	35
(4)項 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場	37
(5)項イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	39
(5)項ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅	41
(6)項イ 病院、診療所又は助産所	43
(6)項ロ 老人短期入居施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム （避難困難者施設）、介護老人保健施設、小規模多機能型居宅介護施設（避難 困難者施設）、救護施設、乳児院、障害児入所施設（避難困難者施設）他	45
(6)項ハ 老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム（避難困難者施設を除く。）、 老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム（避難困難者 施設を除く。）、小規模多機能型居宅介護施設（避難困難者施設を除く。）、 助産施設、保育所、幼保連携型認定子ども園他	47
(6)項ニ 幼稚園又は特別支援学校	49
(7)項 小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、 大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの	51
(8)項 図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの	53

(9) 項イ	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの	55
(9) 項ロ	(9) 項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	57
(10) 項	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場（旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。）	59
(11) 項	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	61
(12) 項イ	工場又は作業所	63
(12) 項ロ	映画スタジオ又はテレビスタジオ	65
(13) 項イ	自動車車庫又は駐車場	67
(13) 項ロ	飛行機又は回転翼航空機の格納庫	69
(14) 項	倉庫	71
(15) 項	前各項に該当しない事業所	73
(16) 項イ	複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの	75
(16) 項ロ	(16)項イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	77
(16の2)項	地下街	79
(16の3)項	準地下街	81
(17) 項	文化財等	83

### 3 設備等別基準表

(1)	消火器具	85
(2)	屋内消火栓設備	87
(3)	スプリンクラー設備	89
(4)	水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備	95
(5)	屋外消火栓設備、動力消防ポンプ設備	99
(6)	自動火災報知設備	101
(7)	ガス漏れ火災警報設備	103
(8)	漏電火災警報器、消防機関へ通報する火災報知設備	107
(9)	非常警報器具・非常警報設備	109
(10)	避難器具	112
(11)	誘導灯・誘導標識	113
(12)	消防用水	115
(13)	排煙設備、連結散水設備	117
(14)	連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備	119
(15)	フード等用簡易自動消火装置、採水口、消防隊進入口、避難バルコニー、火災階表示盤、総合操作盤、防災センター等	121
4	非常電源設備別基準表	123
5	住宅用防災機器設置基準	124
6	消防用設備等の標識類	128

4 点検口（建築物内に設けられているものに限る。）

(1) 1の点検のための開口部は、防火戸が設けられていること。

(2) 開口部の面積が $2\text{ m}^2$ 以上のものにあつては、自動閉鎖装置付のものとする。

5 換気口

1の換気のための開口部が常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

6 洞道の長さ

洞道の長さは、洞道の幅員以上の長さであること。

#### 第4 建築物の庇（軒先を含む。以下同じ。）と建築物の庇が重なり合う場合

次の1から5までに適合すること。

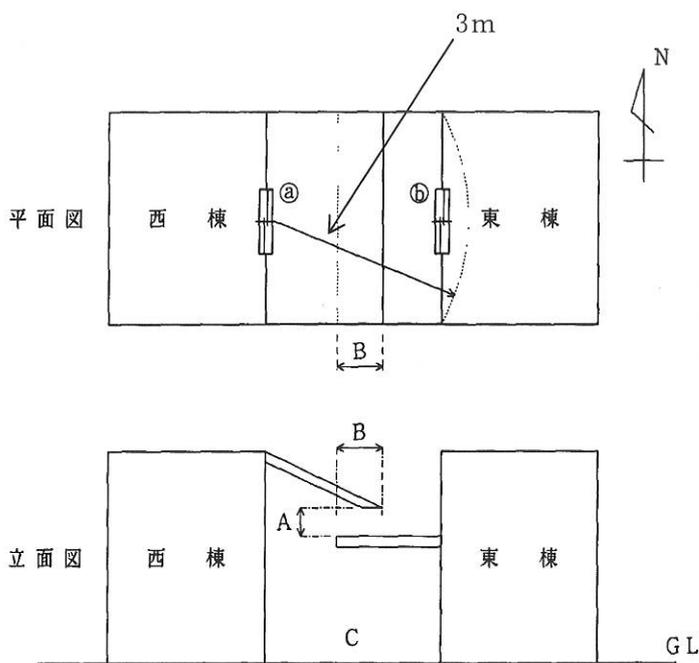
1 重なり合う庇と庇の高さが、 $0.5\text{m}$ 以上開放されていること。

2 庇の重なり幅は、 $0.9\text{m}$ 以下であること。

3 庇下部分は、通行以外の用途に供しないこと。

4 庇の両端部は開放されていること。

5 庇下の相対する開口部で相互に $3\text{m}$ 以内の距離にある開口部は、防火戸であること。



Aの高さは、 $0.5\text{m}$ 以上開放

Bの幅は、 $0.9\text{m}$ 以下

Cの部分は、通行の用のみに使用、  
かつ、2面（南面、北面）開放

㊸、㊹の開口部は、防火戸

注)庇の先端と相対する建築物の外  
壁間は $0.5\text{m}$ 以上離れていること

#### (4) 項の判定

ア 複合用途か否かを判定するための、令第1条の2第2項後段の「従属的な部分を構成すると認められるもの」についての判断は、次の(ア)又は(イ)によること。

(ア) 当該部分が、次表の(A)欄に掲げる用途(類似の用途を含む。)に機能的に従属していると認められる同表(B)欄に掲げる用途(類似の用途を含む。)で、次のaからcまでのすべてに該当する場合には「従属的な部分を構成すると認められる部分」とみなす。

- a 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、主たる用途に供される部分の管理権原を有する者同一であること。
- b 当該従属的な部分の利用者が、主たる用途に供される部分の利用者と同一であるか又は密接な関係を有すること。
- c 当該従属的な部分の利用時間が、主たる用途に供される部分の利用時間とほぼ同一であること。

区分	(A)主用途部分	(B)機能的に従属する用途に供される部分
(1)項イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者控室、大道具・小道具室、衣装部屋、練習室	専用駐車場、売店、食堂
(1)項ロ	集会室、会議室、ホール、ロビー、宴会場、結婚式場	食堂、専用駐車場、図書室、展示室
(2)項イ	客席、ダンスフロア、舞台部、調理室、更衣室	専用駐車場
(2)項ロ	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客席	売店、食堂、専用駐車場
(2)項ハ	客室、通信機械室、リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室	託児室、専用駐車場、売店
(2)項ニ	客室、貸出コーナー、娯楽室、事務室、厨房	専用駐車場
(3)項イ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(3)項ロ	客席、客室、厨房	結婚式場、専用駐車場
(4) 項	売場、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	催物場、写真室、遊技場、結婚式場、専用駐車場、美・理容室、診療室、集会室
(5)項イ	宿泊室、フロント、ロビー、厨房、食堂、浴室、談話室、洗濯室、配膳室、リネン室	娯楽室、宴会場、舞台部、結婚式場、会議室、ビアガーデン、両替所、旅行代理店、専用駐車場、美・理容室
(5)項ロ	居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、共同炊事場、洗濯室、リネン室	売店、専用駐車場
(6)項イ	診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室	食堂、売店、専用駐車場
(6)項ロ・ハ	居室、職員室、集会室、機能訓練室、面会室、食堂、厨房、リネン室	売店、専用駐車場
(6)項ニ	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育館、リネン室	食堂、専用駐車場
(7) 項	教室、職員室、体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室	食堂、売店、専用駐車場
(8) 項	閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室	食堂、売店、専用駐車場
(9)項イ	脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室	食堂、売店、専用駐車場
(9)項ロ	脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室	専用駐車場
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、手荷物取扱所、一時預り所、ロッカー室、仮眠室、休憩室、旅行案内所	売店、食堂、専用駐車場
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室	宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場
(12)項イ	作業所、設計室、研究室、事務室、更衣室、物品庫	売店、食堂、専用駐車場、託児室、診療室
(12)項ロ	撮影室、舞台部、ホール、録音室、道具室、衣裳室、休憩室、事務室	売店、食堂、専用駐車場
(13)項イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	売店、食堂
(13)項ロ	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	食堂、専用駐車場
(15) 項	事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室、物品庫

(注) 本表(A)欄及び(B)欄に列挙されている用途は、当該用途と態様がきわめて類似しているものをそれぞれ含むものとする。

(イ) 主たる用途に供される部分の床面積の合計（他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主たる用途に供される部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じて按分する。以下同じ。）が、当該防火対象物の延べ面積の 90%以上で、かつ、当該主たる用途以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が 300 m<sup>2</sup>未満である場合は、当該独立した用途に供される部分（令別表第 1 (2) 項ニ、(5) 項イ若しくは(6) 項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる防火対象物又は(6) 項ハに掲げる防火対象物（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分を除く。))は、当該主たる用途に含まれるものとされる。（一般に「みなし従属」という。）

なお、共用される部分の床面積の按分は、次の例による。

- a 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に応じて按分する。
  - b 対象物の全般に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分する。
  - c 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分する。
- イ 一般住宅（個人の住居の用途に供されるもので寄宿舍、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下同じ。）の用途に供される部分が存する防火対象物については、前記アによるほか、次により取り扱う。

(ア) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積 ≤ 50 m<sup>2</sup> の場合

一般住宅の床面積の如何にかかわらず、一般住宅

ただし、防火管理者の選任を必要とするもの又は令別表第 1 (2) 項ニ、(5) 項イ若しくは(6) 項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる用途に供する部分が存する防火対象物若しくは(6) 項ハの用途に供する部分が存する防火対象物（(6) 項ハに掲げる用途に供する部分において、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分が存するものにあつては、(イ)により判定する。

(イ) 令別表対象物の用途に供される部分の床面積 > 50 m<sup>2</sup> の場合

- 一般住宅の床面積 > 令別表用途の床面積      —————>      複合用途防火対象物
- 一般住宅の床面積 = 令別表用途の床面積      —————>      複合用途防火対象物
- 一般住宅の床面積 < 令別表用途の床面積      —————>      令別表対象物

ウ 令別表対象物の用途に供される部分の床面積の合計が 50 m<sup>2</sup>以下の防火対象物（防火管理者の選任を必要とするもの又は令別表第 1 (2) 項ニ、(5) 項イ若しくは(6) 項イ(1)から(3)まで若しくはロに掲げる用途に供する部分が存する防火対象物若しくは(6) 項ハの用途に供する部分が存する防火対象物（(6) 項ハに掲げる用途に供する部分において、利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。）の用途に供される部分が存するものを除く。）については、一般住宅として取り扱う。

#### (令別表第 1 備考)

1 2 以上の用途に供される防火対象物で令第 1 条の 2 第 2 項後段の規定の適用により複合用途防火対象物以外の防火対象物となるものの主たる用途が (1) 項から (15) 項までの各項に掲げる防火対象物の用途であるときは、当該防火対象物は、当該各項に掲げる防火対象物とする。

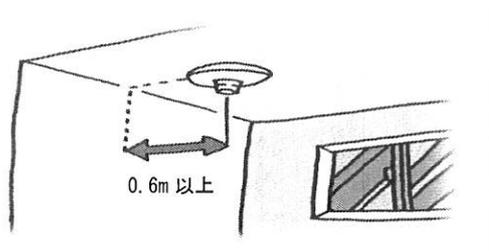
2 (1) 項から (16) 項までに掲げる用途に供される建築物が (16 の 2) 項に掲げる防火対象物内に存するときは、これらの建築物は、同項に掲げる防火対象物の部分とみなす。

- 3 (1) 項から (16) 項までに掲げる用途に供される建築物又はその部分が (16 の 3) 項に掲げる防火対象物の部分に該当するものであるときは、これらの建築物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物の部分であるほか、(1) 項から (16) 項に掲げる防火対象物又はその部分でもあるものとみなす。
- 4 (1) 項から (16) 項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が (17) 項に掲げる防火対象物に該当するものであるときは、これらの建築物その他の工作物又はその部分は、同項に掲げる防火対象物であるほか、(1) 項から (16) 項までに掲げる防火対象物又はその部分であるものとみなす。

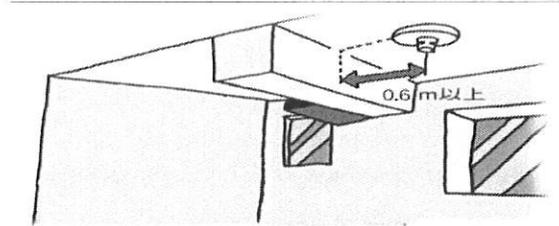
### 3 住宅用火災警報器の設置方法

(1) 住宅用火災警報器は、天井（天井のない場合にあつては、屋根）又は壁の屋内に面する部分のうち、次のいずれかの位置に設置する。

ア 壁又ははりから0.6m以上離れた天井

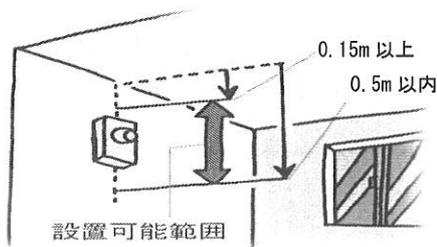


住宅用火災警報器の中心を壁面から0.6m以上離す。

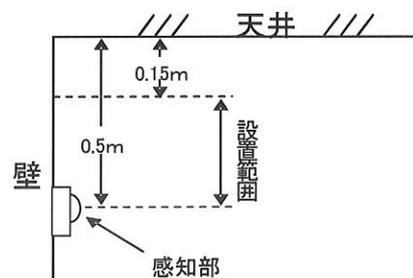


住宅用火災警報器の中心をはりから0.6m以上離す。

イ 天井から下方0.15m以上0.5m以内の位置にある壁

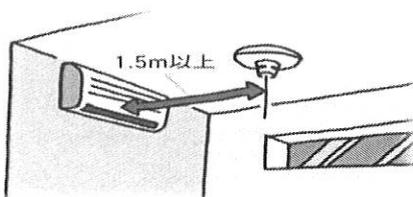


天井から0.15～0.5m以内に住宅用火災警報器の中心がくるようにする。

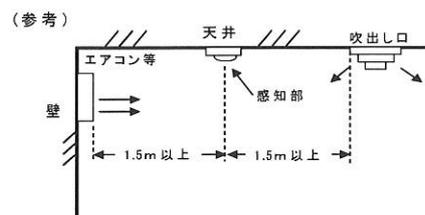


住宅用火災警報器の基準となる位置は、おおむね感知部の中心までの位置とする。

(2) 換気口その他の空気吹出し口から、1.5m以上離れた位置



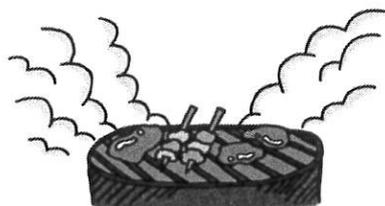
換気扇やエアコンなどの吹き出し口から1.5m以上離す。



(3) 台所に光電式住宅用火災警報器を設ける場合は、煙又は蒸気が滞留する場所以外の場所

調理時に発生する大量の煙

調理時に発生する大量の湯気



通常の調理において、煙又は湯気（蒸気）など直接かかる場所又は、常に滞留する場所は避けて取り付ける。

※ 台所が狭いなどの理由から、調理する時、どの場所も煙又は蒸気が滞留する場合は、定温式住宅用火災警報器とすることができる。